

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月26日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第24号

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 復職時調整 初任給等規則第34条又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第6条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(10)・(11) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 復職時調整 <u>公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則による改正後の初任給等規則第34条又は職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第19項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）</u>第6条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(10)・(11) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。